

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。
・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話をできるだけ限られた方で。

- ◆心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗いましょう。
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。
※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆こまめに石鹼で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。



感染症対策 への協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の
基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む
咳エチケット」です。

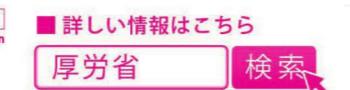
正しい手の洗い方



正しいマスクの着用



3つの咳エチケット



新型コロナウイルス感染症に対する市の対策

市では新型コロナウイルス感染症の対策として以下の対策を行いました

- ①市対策本部会議を開催
- ②市で行う事業やイベントの延期・中止
- ③市内小中学校の臨時休業
- ④休学中の児童預かりと給食の提供
- ⑤卒業・卒園式の人数を制限
- ⑥学校給食余剰食材を市内福祉施設やフードバンクへ提供
- ⑦中小企業・小規模事業者に融資制度の周知とセーフティネット保証認定書、小規模事業者持続化補助金証明書の発行
- ⑧市立図書館で広い世代が楽しめる多彩なジャンルの電子書籍を追加



最新の情報は、市ホームページをご覧ください。
手洗いや咳エチケットを徹底し、人ごみを避けるなどの
感染症予防に努めていただくようお願いします。

予防のお願い

1 日常生活で気を付けること

まず基本の手洗いが大変重要となります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手洗いをお願いします。また、咳などの症状がある方が咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介し病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットをお願いします。

2 集団感染を防ぐために

国内のスポーツジムや屋形船などでは、一人の感染者が複数に感染させる事例が報告されています。この集団感染の共通点として「換気が悪い」「人が密集して過ごす」「不特定多数の人が接触するおそれが高い」があり、こういった空間に集まることを避けてください。

3 こんな症状がみられたら

次の症状がある方は、直接医療機関へ行かず「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。※高齢者や基礎疾患のある方は、2日程度続く場合。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

センターでご相談の結果、感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

帰国者・接触者相談センター

- ・滋賀県薬務感染症対策課(平日・土日祝日24時間対応)
電話:080-2470-8042 FAX:077-528-4863 Mail:corona-soudan@pref.shiga.lg.jp
※聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい場合は、メールまたはFAXでお問い合わせください。
- ・甲賀保健所(平日8:30-17:15)
電話:080-8527-5165 FAX:0748-63-6142 Mail:ea31@pref.shiga.lg.jp